

小児慢性 重症患者等の認定について

●**重症患者等区分と認定基準** 下記の区分認定を受けると、表1のとおり自己負担上限月額が軽減されます。

区分	認定基準	提出書類
重症認定	裏面「表2」または「表3」に該当する場合	申請書、医療意見書
人工呼吸器等	下記参照	申請書、医療意見書
高額かつ長期	小児慢性特定疾病に係る医療費の総額が5万円/月を超える月が年6回以上ある場合	限度額管理票または領収証のコピー

▶**表1 小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額（患者負担割合：2割）**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+訪問看護)		
			一般	重症患者・ 高額かつ長期	人工呼吸器等 装着者
生活保護等	—（血友病患者を含む）		0		
低所得Ⅰ	市民税 非課税 世帯	申請者の収入 ～80万円	1,250	1,250	500
低所得Ⅱ		申請者の収入 80万円超	2,500	2,500	
一般所得Ⅰ	市民税 課税 世帯	市民税所得割額 7.1万円未満	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ		市民税所得割額 7.1万円以上～ 25.1万円未満	10,000	5,000	
上位所得		市民税所得割額 25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費療養費			1/2 自己負担		

【注意】 該当の書類を提出いただいても、重症患者認定基準を満たしていない等の理由によって、認定しない場合があります。その場合は、一般区分の上限額となるので、ご注意ください。

●人工呼吸器等の区分の認定要件

食事、更衣、ベッドから車いす等への移乗、屋内外での移動について、全介助又は部分介助の状態であることに加え、それぞれ以下の要件をすべて満たす場合。

【人工呼吸器】

- (1) 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾病で装着していること
- (2) 常時（ほぼ24時間）装着していること
- (3) 現に装置を稼働させ人工呼吸を施行していること
- (4) 1年以内に離脱の見込みがないこと

【体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓】

- (1) 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾病で装着していること
- (2) 現に装置を稼働させ循環の維持をしていること
- (3) 1年以内に離脱の見込みがないこと

●重症患者区分認定基準

▶表2 すべての疾患に関して、次に掲げる症状のうち1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態	
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの
		四肢の機能に相当程度の障害を残すもの

▶表3 表2に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、かつ濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD、持続携帯腹膜透析を含む)を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3か月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は胚不全状態にあるもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は2歳以上の児童において寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	上記の項目のいずれかに該当するもの